

ライニング、石綿保温材、ほうろう鉄器（台所・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等）、石灰（生石灰、消石灰、軽質炭酸カルシウム等）、その他の土石製品（人工骨材、土工品、けいそう土・同製品、鉱物・土石粉碎・その他の処理品）、七宝製品、人造宝石、ロックウール・同製品、鋳型、その他の窯業・土石製品（うわ薬、雲母板等）

〔変更点〕

平成2年表の行部門「2599-091石綿製品」を「2599-099その他の窯業・土石製品（除別掲）」に統合し、部門名から（除別掲）を削除した。

## 7 鉄鋼，非鉄金属，金属製品

列部門	2611-01	銑鉄
行部門	2611-011	銑鉄

（通商産業省）

高炉銑及び高炉によらない銑鉄の生産活動を範囲とし、原鉄、純鉄、ベースメタルを範囲に含める。

なお、生産工程において発生する高炉ガス、高炉ガス灰、鉱滓バラスト、けい酸石灰は副産物扱いとし、それぞれ「2121-019その他の石炭製品」、 「0621-019その他の窯業原料鉱物」、 「0622-021碎石」及び「2011-011化学肥料」を競合部門とする。

ISIC：「2710 第1次鉄鋼製造業」

〔生産物例示〕

高炉銑、電気炉銑、小形高炉銑、原鉄、純鉄、ベースメタル

〔変更点〕

副産物（鉱滓）の競合部門を「0622-011砂利・採石」から「0622-021碎石」に変更。

列部門	2611-02	フェロアロイ
行部門	2611-021	フェロアロイ

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2623「フェロアロイ製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生するガス、けい酸石灰は副産物扱いとし、それぞれ「2121-019その他の石炭製品」及び「2011-011化学肥料」を競合部門とする。

ISIC：「2710 第1次鉄鋼製造業」

〔生産物例示〕

フェロアロイ、ニッケルルッペ、金属マンガン、酸化モリブデンブリケット

列部門	2611-03	粗鋼（転炉）
行部門	2611-031	粗鋼（転炉）

（通商産業省）

転炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する鉱滓は副産物扱いとし、「0622-021碎石」を競合部門とする。

ISIC：「2710 第1次鉄鋼製造業」

〔生産物例示〕

普通鋼粗鋼（転炉によるもの）、特殊鋼粗鋼（転炉によるもの）

〔変更点〕

副産物（鋳滓）の競合部門を「0622-011砂利・採石」から「0622-021碎石」に変更。

〔注意点〕

平成2年表において、昭和60年表の列・行部門「2611-03、-031粗鋼」から分割。

列部門	2611-04	粗鋼（電気炉）
行部門	2611-041	粗鋼（電気炉）

（通商産業省）

電気炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2710 第1次鉄鋼製造業」

〔生産物例示〕

普通鋼粗鋼（電気炉によるもの）、特殊鋼粗鋼（電気炉によるもの）

〔注意点〕

平成2年表において、昭和60年表の列・行部門「2611-03、-031粗鋼」から分割。

行部門	2612-011P	鉄屑
-----	-----------	----

（通商産業省）

製造業の生産活動及び最終需要（輸入を含む）部門で発生する鉄屑とする。

ISIC：「2710 第1次鉄鋼製造業」

〔注意点〕

本部門については、鉄屑を主生産物とする部門（競合部門）がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

列部門	2621-01	熱間圧延鋼材
行部門	2621-011	普通鋼形鋼
	2621-012	普通鋼鋼板
	2621-013	普通鋼鋼帯
	2621-014	普通鋼小棒
	2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材
	2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材

（通商産業省）

鋼半製品、軌条、形鋼、棒鋼、線材、鋼板、管材、鋼帯、

外輪、工具鋼、構造用鋼、特殊用途鋼の生産活動を範囲とする。

なお、鋼半製品は中間製品扱いとし、輸出用及び在庫純増のみを生産額として計上する。

ISIC：「2710 第1次鉄鋼製造業」

〔生産物例示〕

普通鋼形鋼：鋼矢板、H形鋼、大形・中形・小形形鋼

普通鋼鋼板：厚板、中板、薄板

普通鋼鋼帯：冷延用鋼帯、その他用鋼帯

普通鋼小棒：小形鉄筋用丸棒・異形棒、その他の小形棒鋼

その他の普通鋼熱間圧延鋼材：軌条、大形・中形棒鋼、管材、バーインコイル、線材、外輪

特殊鋼熱間圧延鋼材：工具鋼、構造用鋼、ばね鋼、軸受鋼、

ステンレス鋼、耐熱鋼、快削鋼、ピアノ線材、高抗張力鋼、高マンガン鋼、合わせ鋼材

列部門	2622-01	鋼管
行部門	2622-011	普通鋼鋼管
	2622-012	特殊鋼鋼管

（通商産業省）

熱間鋼管、冷間鋼管、めっき鋼管の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2710 第1次鉄鋼製造業」

〔生産物例示〕

普通鋼鋼管：普通鋼熱間鋼管（継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等）、普通鋼冷けん鋼管、普通鋼めっき鋼管

特殊鋼鋼管：特殊鋼熱間鋼管（継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等）、特殊鋼冷けん鋼管

列部門	2623-01	冷間仕上鋼材
行部門	2623-011	冷間仕上鋼材

（通商産業省）

冷間ロール成型形鋼、磨帯鋼、磨棒鋼、冷延鋼板、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、鉄線、冷間圧造用炭素鋼線、硬鋼線、溶接棒心線、PC鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、その他の特殊鋼線の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2710 第1次鉄鋼製造業」

列部門	2623-02	めっき鋼材
行部門	2623-021	めっき鋼材

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2651「ブリキ製造業」、2652「亜鉛鉄板製造業」、2654「めっき鉄鋼線製造業」及び2659「その他の表面処理鋼材製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2710 第1次鉄鋼製造業」

(生産物例示)

ブリキ、亜鉛めっき鋼板、針金、亜鉛めっき硬鋼線、クロムめっき鋼板、アルミめっき鋼板

列部門	2631-01	鍛鋼
行部門	2631-011	鍛鋼
	2631-012	鍛鋼

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2663「鍛鋼製造業」及び2665「鍛鋼製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2710 第1次鉄鋼製造業」

(生産物例示)

鍛鋼：普通鋼・特殊鋼鍛鋼品（打放）

鍛鋼：普通鋼・特殊鋼鍛鋼品（鍛放）

列部門	2631-02	鍛鉄管
行部門	2631-021	鍛鉄管

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2694「鍛鉄管製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2710 第1次鉄鋼製造業」

(生産物例示)

直管（普通・強じん鍛鉄）、異形管（普通・強じん鍛鉄）

列部門	2631-03	鍛鉄品及び鍛工品（鉄）
行部門	2631-031	鍛鉄品
	2631-032	鍛工品（鉄）

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2661「鍛鉄物製造業（鍛鉄管、可鍛鍛鉄を除く）」、2662「可鍛鍛鉄製造業」及び2664「鍛工品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2731 鉄鋼製造業」、 「2891 金属の鍛造、プレス、打抜き及び圧延成形業及び粉末冶金業」

(生産物例示)

鍛鉄品：鍛鉄物、球状黒鉛鍛鉄、合金鍛鉄、可鍛鍛鉄、精密鍛造品、可鍛鍛鉄製鉄管継手

鍛工品（鉄）：鍛工品（自動車用、産業機械器具用等）

列部門	2649-01	鉄鋼シャースリット業
行部門	2649-011	鉄鋼シャースリット業

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2692「鉄鋼シャースリット業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2710 第1次鉄鋼製造業」

列部門	2649-09	その他の鉄鋼製品
行部門	2649-099	その他の鉄鋼製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2691「鉄粉製造業」及び2699「他に分類されない鉄鋼業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2710 第1次鉄鋼製造業」

(生産物例示)

鉄粉、純鉄圧延ペレット

(変更点)

平成2年表に含まれていた「PC鋼より線」を「2899-092 金属線製品」に統合。

列部門	2711-01	銅
行部門	2711-011	銅

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2711「銅第1次製錬・精製業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業」

列部門	2711-02	鉛・亜鉛（含再生）
行部門	2711-021	鉛・亜鉛（含再生）

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2712「鉛第1次製錬・精製業」、2713「亜鉛第1次製錬・精製業」、2721「鉛第2次製錬・精製業」

製業（鉛合金製造業を含む）」及び2722「亜鉛第2次製錬・精製業（亜鉛合金製造業を含む）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業」

〔生産物例示〕

鉛，再生鉛，減摩合金，はんだ，亜鉛，再生亜鉛，亜鉛合金

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「2711-02，-021鉛（含再生）」と「2711-03，-031亜鉛（含再生）」を統合し，「2711-02，-021鉛・亜鉛（含再生）」とした。

列部門	2711-03	アルミニウム（含再生）
行部門	2711-031	アルミニウム（含再生）

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2716「アルミニウム第1次製錬・精製業」及び2723「アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業」

〔生産物例示〕

アルミニウム地金，アルミナ，水酸化アルミ，アルミニウム再生地金，アルミニウム合金

〔変更点〕

列・行の部門コードを平成2年表の「2711-04，-041」から「2711-03，-031」に変更。

〔注意点〕

平成2年表において，昭和60年表の行部門「2711-041アルミニウム」及び「2711-042再生アルミニウム」を統合し，部門の名称を変更。

列部門	2711-09	その他の非鉄金属地金
行部門	2711-099	その他の非鉄金属地金

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2714「貴金属第1次製錬・精製業」，2715「ニッケル第1次製錬・精製業」，2717「チタン第1次製錬・精製業」，2718「ウラン・トリウム第1次製錬・精製業」，2719「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」及び2729「その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業」

〔生産物例示〕

金地金，銀地金，チタン，タングステン，すず，アンチモン，金再生地金，金合金，銀再生地金，銀合金，銅再生地金，銅合金

行部門	2712-011P	非鉄金属屑
-----	-----------	-------

（通商産業省）

製造業の生産活動及び最終需要（輸入を含む）部門で発生する非鉄金属屑とする。

ISIC：該当なし

〔注意点〕

本部門については，非鉄金属屑を主生産物とする部門（競合部門）がないため，行部門のみを仮設部門として設ける。

列部門	2721-01	電線・ケーブル
行部門	2721-011	電線・ケーブル

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2741「電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3130絶縁電線・ケーブル製造業」

〔生産物例示〕

ケーブル：通信用電線・ケーブル，電力用電線・ケーブル

〔変更点〕  
平成2年表の行部門「2721-011銅電線」，「2721-012アルミ電線」及び「2721-013ケーブル」のうち光ファイバケーブルを除くものを「2721-011電線・ケーブル」として統合。

列部門	2721-02	光ファイバケーブル
行部門	2721-021	光ファイバケーブル

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2742「光ファイバケーブル（通信複合ケーブルを含む）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3130 絶縁電線・ケーブル製造業」

〔変更点〕

平成2年表の行部門「2721-013ケーブル」から光ファイバケーブルを分割し，列・行部門「2721-02，-021光ファイバケーブル」として特掲。

列部門	2722-01	伸銅品
行部門	2722-011	伸銅品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2731「伸銅品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業」

[生産物例示]

銅, 黄銅, 青銅等の伸銅品

列部門	2722-02	アルミ圧延製品
行部門	2722-021	アルミ圧延製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2733「アルミニウム・同合金圧延業(抽伸, 押しを含む)」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業」

[生産物例示]

アルミニウム板, アルミニウム円板, アルミニウム条, アルミニウム管, アルミニウム棒, アルミニウム形材, アルミニウム線, アルミニウムはく

列部門	2722-03	非鉄金属素形材
行部門	2722-031	非鉄金属素形材

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類275「非鉄金属素形材製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2732 非鉄金属鑄造業」, 「2891 金属の鍛造, プレス, 打ち抜き及び圧延成形業; 粉末や金業」

[生産物例示]

銅合金鑄物, アルミニウム合金鑄物, 亜鉛・銅・アルミニウムダイカスト, 精密鑄造品, 鍛工品(アルミニウム)

[変更点]

部門の名称を「非鉄金属鑄鍛造品」から「非鉄金属素形材」に変更。

列部門	2722-04	核燃料
行部門	2722-041	核燃料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2791「核燃料製造業」の生産活

動を範囲とする。

I S I C : 「2330 核燃料加工業」

列部門	2722-09	その他の非鉄金属製品
行部門	2722-099	その他の非鉄金属製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2732「鉛・同合金圧延業(押しを含む)」, 2739「その他の非鉄金属・同合金圧延業(抽伸, 押しを含む)」及び2799「他に分類されない非鉄金属製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業」

[生産物例示]

鉛管, 鉛板, 鉛合金伸線, 亜鉛製品, 金・銀・白金・ニッケル等の展伸材, 非鉄金属合金粉

列部門	2811-01	建設用金属製品
行部門	2811-011	建設用金属製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2841「建設用金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2811 構造用金属製品製造業」

[生産物例示]

鉄骨, 軽量鉄骨, 橋りょう, 鉄塔, 水門, 階段

列部門	2812-01	建築用金属製品
行部門	2812-011	建築用金属製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2842「建築用金属製品製造業(建築用金物を除く)」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2811 構造用金属製品製造業」

[生産物例示]

アルミニウム製サッシ・ドア, その他の金属製サッシ・ドア, ジャック, メタルラス, カーテンウォール, 金属製日よけ, 建築用板金製品

列部門	2891-01	ガス・石油機器及び暖厨房機器
行部門	2891-011	ガス・石油機器及び暖厨房機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2832「ガス機器・石油機器製造業」、2833「温風・温水暖房装置製造業」及び2839「その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2930 他に分類されない民生用機械器具製造業」  
〔生産物例示〕

ガスこんろ・風呂がま・湯沸器等のガス機器、石油ストーブ等の石油機器、温風暖房器、温水ボイラ等の暖房機器、暖房用・調理用器具、太陽熱利用機器

列部門	2899-01	ボルト・ナット・リベット及びスプリング
行部門	2899-011	ボルト・ナット・リベット及びスプリング

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類288「ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」及び細分類2892「金属製スプリング製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2899 他に分類されないその他の金属製品製造業」

列部門	2899-02	金属製容器及び製缶板金製品
行部門	2899-021	金属製容器及び製缶板金製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類281「ブリキ缶・その他めっき板等製品製造業」及び細分類2843「製缶板金業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2812 金属製タンク、貯槽及び容器製造業」  
〔生産物例示〕

ドラム缶、18リットル缶食缶、一般缶、コンテナ、板金製タンク、高圧容器（ボンベ）

列部門	2899-03	配管工事付属品・粉末冶金製品・道具類
行部門	2899-031	配管工事付属品
	2899-032	粉末冶金製品
	2899-033	刃物及び道具類

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2822「機械刃物製造業」、2823「利器工匠具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）」、2824「作業工具製造業（やすりを除く）」、2825「やすり製造業」、2826「手引のこぎり・のこ刃製造業」、2827「農器具製造業（農業用機械を除く）」、2831「配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）」及び2853「粉末や金製品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2891 金属の鋳造、プレス、打抜き及び圧延成形業及び粉末や金業」、  
「2893 刃物、手道具及び一般金物類製造業」、  
「2899 他に分類されないその他の金属製品製造業」

〔生産物例示〕

配管工事付属品：金属製管継手、金属製衛生器具、ノズル、噴水口、排水管、止め栓

粉末や金製品：機械部分品（粉末や金によるもの）、超硬チップ

刃物及び道具類：機械刃物、利器工匠具・手道具（包丁、ナイフ類、はさみ、理髪用刃物、つるはし、ハンマ、ショベル、スコップ等）、やすり、作業工具（手引のこぎり、のこ刃、スパナ、ペンチ、ドライバ等）、農器具（すき、くわ、かま等）、農器具部分品

列部門	2899-09	その他の金属製品
行部門	2899-091	金属プレス製品
	2899-092	金属線製品
	2899-099	その他の金属製品（除別掲）

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2821「洋食器製造業」、2829「その他の金物類製造業」、2851「アルミニウム・同合金プレス製品製造業」、2852「金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金プレス製品を除く）」、小分類286「金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）」、287「金属線製品製造業（ねじ類を除く）」、細分類2891「金庫製造業」及び2899「他に分類されない金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2892 金属の処理・塗装業；料金制又は契約制による一般機械・エンジニアリング業」，「2893 刃物，手道具及び一般金物類製造業」，「2899 他に分類されないその他の金属製品製造業」，「2919 その他の一般機械製造業」

〔生産物例示〕

金属プレス製品：アルミニウム製機械部分品，アルミニウム製台所・食卓用品，アルミニウム製飲料用缶，その他の金属プレス製品（打抜・プレス機械部分品，王冠等）

金属線製品：くぎ，金属製金網，PC鋼より線，鋼索，電気溶接棒

その他の金属製品（除別掲）：金属洋食器，金物（かぎ，錠，建築用金物，架線金物等），金属彫刻品，金属熱処理品，金庫，硬貨，金属製パッキン・ガスケット，金属板ネームプレート，金属製押し出しチューブ，金庫の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

平成2年表において，「2649-09，-099その他の鉄鋼製品」に含まれていた「PC鋼より線」を本部門に統合。

## 8 一般機械，電気機械，輸送機械，精密機械，その他製造工業

列部門	3011-01	ボイラ
行部門	3011-011	ボイラ

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2911「ボイラ製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2813 蒸気発生装置製造業（セントラルヒーティング温水ボイラを除く。）」

〔生産物例示〕

煙管ボイラ，水管ボイラ，ボイラの部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

平成2年表において，昭和60年表の列・行部門「3011-01，-011ボイラー・タービン」を分割。

列部門	3011-02	タービン
行部門	3011-021	タービン

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2912「蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2911 エンジン及びタービン製造業（航空機用，自動車用及びオートバイ用エンジンを除く。）」

〔生産物例示〕

蒸気タービン，水力タービン，ガスタービン，蒸気機関・タービン・水力タービンの部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

平成2年表において，昭和60年表の列・行部門「3011-01，-011ボイラー・タービン」を分割。

列部門	3011-03	原動機
行部門	3011-031	原動機

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2913「はん用内燃機関製造業」及び2919「その他の原動機製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2911 エンジン及びタービン製造業（航空機用，自動車用及びオートバイ用エンジンを除く。）」